

新型インフルエンザ等対策業務計画

社会医療法人 清光会

岐阜清流病院

2026 年 3 月

1. 基本方針

当院は指定地方公共機関として、行政と連携を取りながら感染症患者の受け入れと通常医療の両立を継続する方針である。

2. 準備期（発生前の段階）

- 1) 平時より発生時の対応を準備し、初動期には速やかに「新型インフルエンザ等対策本部」を設置できるよう準備しておく。
- 2) 対策本部の本部長は病院長とし、構成員は別紙の通りとする。対策本部では、情報収集と発信/連携機関との調整/医療業務の提供などについて検討する。
- 3) 本計画に記載された各対応を全職員が理解し、全職員の協力の下で診療体制が構築できるよう周知徹底する。
- 4) 以下について準備・点検しておく。

（1）対応期においても通常時と同様に継続すべき外来診療と入院診療

- ① 救急外来
- ② 透析診療
- ③ 緊急を要する手術
- ④ 緊急を要するカテーテル/内視鏡検査および治療

（2）外来診療のキャパシティ確認（検査キット数も考慮）/発熱外来の動線分離

（3）入院病床の指定（原則個室、呼吸器の台数や職員配置、陰圧装置数などで受入れ数、場所を決定）

（4）優先業務を継続するための業務量の調整と人員配置（各部署で検討）

（5）DX 推進整備（患者情報を一元化管理できる体制整備）

（6）個人防護具（PPE）や医療機器、その他物品などの備蓄、在庫確保

（7）平時からの感染対策実施（標準予防策の遵守）

（8）連絡網の整備（各部署）

（9）本計画の点検、定期的な見直し

（10）院内での訓練および行政が主催する研修/訓練への参加

3. 初動期（海外発生期）における対応

1) 情報収集

新型インフルエンザ等に関する疫学・流行情報については、国や県からの通知、各種ホームページ情報を参考にして把握する。

2) 情報の周知

収集した情報は、速やかに対策本部メンバーで共有し、各部署の責任者が部署内で伝達・情報共有を行うことで全職員への周知を徹底する。同時に最新情報は各職員が逐次確認できる体制とする（例：メーリングリストの活用等）。当院に通院中の患者、地域住民に対しては、当院のホームページや玄関、院内掲示版等を通じて情報を提供する。

4. 対応期における対応

1) 対策本部の設置

当院は、政府対策本部や県対策本部が設置された場合は対策本部(別紙 1)を設置する。また、これに関わらず、必要があると認める場合は対策本部を設置することができる。

初回の対策本部会議の議題は以下とする

- ・ 組織体制の確認
- ・ 新型インフルエンザ等の疫学・流行情報と国、県、岐阜市保健所等からの指示確認
- ・ 患者（外来・入院）への対応方針（空間的分離策、診療体制等）
- ・ 職員への対応方針（勤務計画と安全確保）
- ・ 医薬品及び医療機器等の必要な物品資機材の確認
- ・ 外部機関との連絡体制の確認 等

2) 患者の診療

(1) 外来診療

[地域感染期]

＜新型インフルエンザ等が疑われる患者の診療＞

- ・ 当院の全般的な診療体制については、当院のホームページ、掲示物やポスター等で地域住民に周知する。院内感染拡大防止のため、受診者の時間的・空間的分離対策について検討し、職員に周知するとともに、当院での受診の流れ（動線を分ける）など来院者向けにわかりやすく掲示する。
- ・ 新型インフルエンザ等の疑い患者に対しては、行政の指示に従って対応する（協定締結医療機関における受け入れ、他の医療機関への搬送など）。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性が高いと考えられる患者を診療した場合は、ICT に報告のうえ、岐阜市保健所に連絡し対応について協議・確認する。

＜通常受診している患者の診療＞

- ・ 平時より外来通院している患者について、振り分け方針を決定し、各診療科で受診の必要性をランク付けする。その際、各診療科で以下の疾患群別にA～Cの対応疾患の目安をつけ、診療が継続できるような体制を確保しておく。
- A＜高い＞：早急な処置を要する患者
- B＜中程度＞：AとCの中間の患者
- C＜低い＞：予定入院、予定手術でひと月程度の猶予がある患者
- ・ 慢性疾患患者をリストアップし、以下の2つに区分する。

(a) 従来通りの頻度で診療すべき患者

(b) 受け入れ能力を調整する必要が生じた際に診療間隔を延長できる患者

対策本部は、流行状況に応じてできる限りの長期処方を行う方針を決定し、外来担当医師に周知して通院頻度を減らす努力を開始する。

[患者数が大幅に増加した時期]

＜新型インフルエンザ等の患者の診療＞

外来診療を行う場合、電話で来院時刻と受診入口、その他受診時の注意点（マスク着用など）を指示す

る。外来診療は、発熱外来で行う。患者の状態により、自宅待機・診療・入院の可否を判断する。

＜通常受診している患者の診療＞

当院は、定期通院患者への医療提供を確保する。継続受診している患者は通常診療とするが、安定患者の定期受診については長期処方などにより受診頻度を減らすなどの対応を行う。

（2）入院診療

〔地域感染期〕

原則として、新型インフルエンザ等患者の入院診療は行わない。行政の指示に従う。

面会の制限について検討する。

＜一般入院患者の診療＞

空床確保に努める。入院患者の状態を評価し、退院可能な患者については退院を促す。

〔患者数が大幅に増加した時期〕

＜全体方針＞

対策本部は、職員欠勤状況や地域での流行状況から、最小人数で運営できる病棟管理体制を検討する。新型インフルエンザ等の患者の入院に必要な医薬品、感染対策用品、医療器材を試算し、必要物品の準備、病室の必要物品、輸液ポンプ等のリストを ICT との相談の上で準備する。

面会は原則禁止する。

＜新型インフルエンザ等の患者の診療＞

可能な限り新型インフルエンザ等の入院患者とそれ以外の疾患の患者とを空間的に離し、院内感染対策に十分配慮する。

＜一般入院患者の診療＞

原則として待機可能な入院や手術を控え、在宅療養できる患者は早期退院を促す。

３）薬剤・物品管理

〔地域感染期〕

（１）在庫管理の見直し

新型インフルエンザ等の発生後、医薬品の在庫を見直し、必要な物品を確保する。

（２）委託業者との連携

新型インフルエンザ等対策に必要な医薬品、医療材料等の物品管理業務の委託業者を通じて、確保する。

〔患者数が大幅に増加した時期〕

対策本部の指示に従い、在庫管理、委託業者との連携を再検討する。

４）職員への対応

（１）職員体制の見直し

〔地域感染期〕

診療機能維持のため、職員の子供の学校の臨時休校・要支援者発生時等の職員欠勤時対応について、現在の職員配置状況を検討する。

[患者数が大幅に増加した時期]

職員出勤状況の確認

各部署で職員の出勤状況を確認し、対策本部に毎日報告する。

対策本部は出勤状況の報告を受けた上で今後の予定、代替者の必要性、診療内容の変更を検討する。

欠勤者増加の際の対応

原則として欠勤率が増えたとしても、対応可能な職員数で診療を継続する方針とする。しかし対策本部において優先業務が院内の職員のみでは対応できないと判断した場合は、行政に連絡し応援を依頼する。

(2) 職員の感染対策

標準予防策、感染経路別予防策の徹底

職員は手指衛生をはじめ、標準予防策を基本とした適切な感染予防対策を行い、感染予防には万全を期す。経路別予防策も遵守するよう ICN は確認と指導を行う。

抗インフルエンザウイルス薬とワクチン接種

対策本部は、十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した者に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。また特定接種開始後、速やかに対象職員にワクチン接種を行う。

ハイリスク職員への対応

妊婦、慢性心疾患、免疫抑制薬の服用中等、感染症罹患時には重症化する可能性のある職員のリストを作成し、当該職員への周知及び対応方法について ICT と検討する。

職員感染時の対応

職員等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに ICT および所属長等に連絡し休務とする（休務期間は、都度検討する）。

臨床実習中の学生等感染時の対応

学生等が新型インフルエンザ等に感染したと疑われる場合は、速やかに ICT に連絡する。

(3) 職員の健康管理

職員の安全健康管理を最優先し、過重労働を避けるシフト表の作成、適切な労働時間管理、休日・休暇の付与を適切に行う。新型インフルエンザ等の流行に際し、職員やその家族に心理的ケアが必要な事案が発生することを想定し、日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように管理監督者が対応する。

5) 総務機能の維持

(1) 事務部門

各種物品の調達や医療機器の整備・修繕、一般電話対応等、診療業務を継続する上で必要な業務を優先的に行う。

臨時職員、業務委託会社の職員も含めた全職員及びその家族の健康状況等を把握するとともに、予防接種等、職員の業務継続に必要なことを優先的に実施する。

(2) 委託業者との連携

給食、警備、清掃、リネン、院内売店などを委託している業務について、診療計画に基づきすべての委託業者と打ち合わせを行う。

医療廃棄物の保存場所と感染性廃棄物の処理の方法を確認する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 8 年 3 月 30 日から施行する。

別紙

(別紙 1) 新型インフルエンザ等に関する対策本部メンバー

【本部長】 病院長

【副本部長】 感染対策室長

【構成員】 理事長、診療部長、看護部長、事務部長、事務部長代理、感染管理認定看護師
医療技術部長、ICT 薬剤師、ICT 臨床検査技師、医療安全管理者
必要に応じて病院長が他の職員も招集できるものとする。